

会 見 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）		
担 当 課	建設部都市計画課建築係	（担当者名：長棟・金礪）	
問い合わせ先	TEL： 43-6827	（内線：2207）	FAX：43-6974

令和 8 年度赤穂市耐震改修促進事業における 建替工事費補助の追加募集について

1 趣 旨

赤穂市では、現行の耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を促すため、耐震改修等に係る費用の一部助成などの取組を進めております。

補助制度の一層の活用促進を図るため、各補助メニューのうち「建替工事費補助」について追加募集を行います。

2 内 容

令和 8 年度建替工事費補助を先着順で追加募集します。

補助事業の活用には要件がありますので、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

なお、令和 9 年 3 月 1 5 日（月）までに工事および業者への支払いを完了し、実績報告書を提出する必要がありますのでご注意ください。

補助金を活用して、住まいの耐震化を進めましょう。

○申請受付期間 6 月 1 5 日（月）～ 7 月 1 0 日（金）

建替工事費補助

1. 建替工事費補助について

この制度では、同一敷地内で耐震性のない住宅から建て替える工事に要する経費に対し、補助金を交付します（ただし、空き家は対象外となります。）。

2. 補助金の対象について

① 対象となる経費（別表第5関係）

- 補助事業の対象者が、第1項に定める住宅を第2項に定める住宅に同一敷地内で建て替える工事に要する経費（総額115万円以上のものに限る。）（ただし、当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。）

1 除却する住宅 以下のすべての要件を満たす住宅。

- (1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）
- (2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの
- (3) 安全性が低いと診断されたもの

2 建て替える住宅 以下のすべての要件を満たす住宅。

- (1) 所有者が自己の居住の用に供するもの
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域にないもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。

② 対象者（別表第5関係）

次の要件をすべて満たす兵庫県民（個人）

- 除却する住宅の所有者又はその所有者に準ずると認める者（所有者が65歳以上の高齢者の場合、その者の2親等以内の親族）
- 新たに建築する住宅の所有者
- 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者

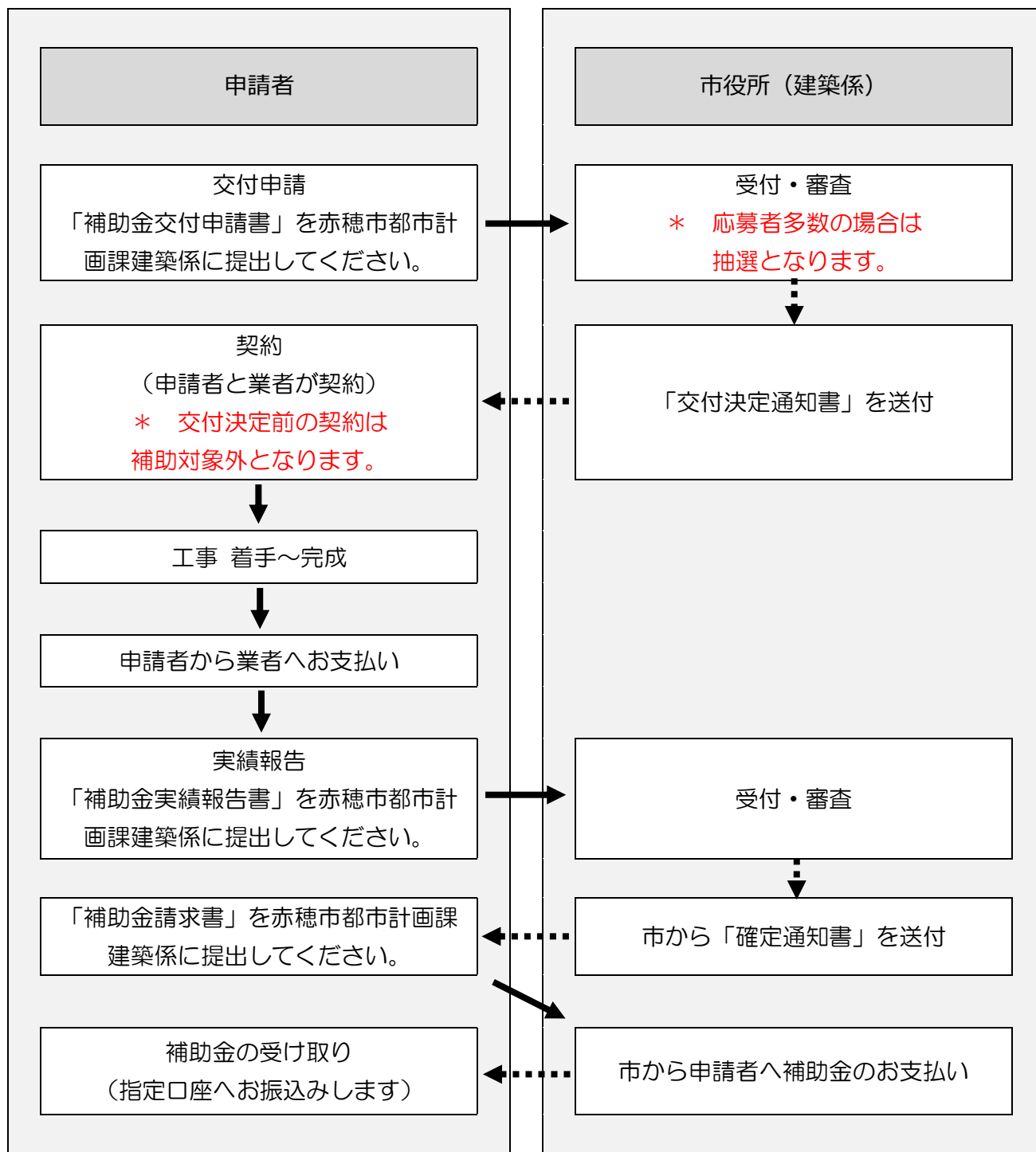
③ 対象となる住宅（第4条関係）

次のいずれにも該当しない住宅

- 建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅
- 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

3. 補助金額 115万円（定額）

4. 補助金交付までの流れ



* 交付決定通知後に事業内容の変更があった場合は、別途変更手続等が必要です。